

○適正な公判対応の運用について

令和元年12月9日

道本刑第3047号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしのことについては、「適正な公判対応の運用について」（平22. 3. 26道本刑第743号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、その要領を一部変更し、次のとおり実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 公判対応事件

公判対応事件とは、次に掲げる判決確定前の事件で、立証上の問題が生じるおそれがあるなどとして、刑事部長が指定したものをいう。

ア 次の理由から公判を維持する上で問題が生じるおそれのある事件

- (ア) 証拠に乏しい凶悪重要事件
- (イ) 否認のまま起訴され又は起訴後否認に転じた事件
- (ウ) 被疑者又は被害者等の供述の変遷が著しい事件
- (エ) 再審決定事件、検察審査会で起訴を相当とする議決がなされ起訴された事件及び控訴・上告のあった事件

イ 社会的反響等から公判対応事件として把握することが必要と認められる事件

2 公判対応総括責任者の指定と任務

(1) 公判対応総括責任者の指定

公判対応事件を総括するとともに、組織的かつ効果的な公判対応を行うため、警察本部刑事企画課に公判対応総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、刑事企画課長をもって充てる。

(2) 総括責任者の任務

- ア 公判の争点の把握並びに警察本部刑事部において事件を主管する各課（以下「事件主管課」という。）及び方面本部の捜査課との緊密な連携の保持
- イ 公判対応についての検察庁との組織的な対応
- ウ 無罪事件及び困難な立証に成功した事件の分析・検討への参画
- エ 公判対応に関する指導教養

3 公判対応責任者の指定及び任務

(1) 公判対応責任者の指定

警察本部、方面本部及び警察署に公判対応責任者を置き、次の者をもって充てる。

- (ア) 警察本部 刑事部各所属の次席
- (イ) 方面本部 捜査課の次席

(ウ) 警察署 刑事部門を担当する課長

(2) 公判対応責任者の任務

- ア 公判対応事件の早期把握と報告
- イ 公判対応事件に係る担当検察官との緊密な連携
- ウ 補充捜査の実施及び支援等
- エ 無罪事件及び困難な立証に成功した事件の分析・検討
- オ 証人出廷者の把握と指導

4 公判対応担当者の指定及び任務

(1) 公判対応担当者の指定

警察本部刑事企画課及び方面本部の捜査課に公判対応担当者を置き、警察本部刑事企画課は総括責任者が指定する者、方面本部の捜査課は指導担当課長補佐をもって充てる。

(2) 公判対応担当者の任務

- ア 公判対応事件の把握
- イ 公判対応責任者との公判業務に関する緊密な連携
- ウ 公判対応事件の公判内容の把握及び公判傍聴
- エ 検察官との連携及び公判対応責任者に対する補充捜査の連絡
- オ 証人出廷警察職員の指導及び教養

5 公判対応事件の報告

(1) 公判対応事件に指定すべき事件を把握した警察署は、公判対応事件報告書（別記第1号様式）により、札幌方面の警察署は事件主管課長に、札幌方面以外の警察署は当該方面本部の捜査課長に報告すること。

(2) 公判対応事件に指定すべき事件の報告を受けた事件主管課長又は方面本部の捜査課長（以下「事件主管課長等」という。）は、捜査状況及び証拠について検討し、組織的に公判対応を行う必要があると認めたときは、公判対応事件報告書により、刑事部長に報告すること。この場合において、方面本部の捜査課長からの報告は、事件主管課長を経由して行うこと。

(3) 事件主管課長は、当該事件が公判対応事件として指定されたときは、その旨を関係警察署に連絡するとともに、総括責任者に公判対応事件報告書の写しを送付すること。この場合において、札幌方面以外の警察署に対する連絡は、当該方面本部の捜査課長を経由して行うこと。

6 公判内容の把握及び報告

(1) 公判対応事件の公判傍聴は、公判対応担当者が行うものとする。ただし、公判対応担当者が傍聴できないときは、関係警察署又は事件主管課が傍聴するものとする。

なお、関係警察署又は事件主管課も傍聴できない場合は、公判担当検察官から公判内容を聴取するなどして公判内容を把握すること。

(2) 公判内容の報告

公判傍聴等により公判内容を把握したときは、公判傍聴結果報告書（別記第2号様式）により、それぞれ次の要領で報告すること。

- (ア) 警察本部の公判対応担当者は、総括責任者に報告するとともに、事件主管課長及び関係警察署長にその写しを送付すること。
- (イ) 方面本部の公判対応担当者は、捜査課長に報告するとともに、総括責任者及び関係警察署長にその写しを送付すること。
- (ウ) 事件主管課の公判対応責任者は、事件主管課長に報告するとともに、総括責任者及び関係警察署長にその写しを送付すること。
- (エ) 警察署の公判対応責任者は、事件主管課長及び総括責任者にその写しを送付すること。この場合において、札幌方面以外の警察署は、当該方面本部の捜査課長を経由して行うこと。

7 控訴審に係る公判対応事件の把握

- (1) 札幌高等裁判所に係属している公判対応事件の公判傍聴は、警察本部の公判対応担当者が行うものとする。
- (2) 警察本部の公判対応担当者は、公判経過、公判の争点等の把握に努め、当該事件の公判内容を把握したときは、公判傍聴結果報告書により総括責任者に報告するとともに、事件主管課長、方面本部の捜査課長及び関係警察署長にその写しを送付すること。

8 再審の請求がなされた事件等の対応

- (1) 事件主管課長等は、再審請求がなされた場合、当該事件が公判対応事件に指定されていたか否かにかかわらず、札幌方面の地方検察庁に請求された場合は事件主管課、各方面の地方検察庁に請求された事件は当該方面本部の捜査課に連絡担当者を置き、課長補佐をもって充てる。

連絡担当者は当該事件の取扱い検察官との緊密な連携、補充捜査の実施及び支援等を行うこと。

- (2) 事件主管課長等は、再審請求がなされた事件及び検察審査会において起訴を相当とする議決がなされ起訴された事件の補充捜査の実施及び支援等において、「北海道警察捜指揮規程」（平4年北海道警察本部訓令第15号。以下「捜査指揮規程」という。）の捜査指揮を受けるべきものと判断した場合は、捜査指揮規程第10条に基づく捜査主任官の指名及び捜査の指揮を受けさせること。
- (3) 事件主管課長等は、再審請求審において再審決定を言い渡された場合又は検察審査会で起訴を相当とする議決がなされ起訴された場合は、1のアの事項に該当するか検討の上、必要と認めた場合は、公判対応事件の指定を受けること。

9 警察職員の証人出廷

- (1) 証人出廷の要請を受けた警察職員は、自所属の所属長に報告の上、当該事件の捜査

を担当する警察署の課長にその旨を連絡すること。

(2) 連絡を受けた警察署の課長は、証人出廷報告書（別記第3号様式）により、総括責任者に報告（札幌方面以外の警察署の場合は、当該方面事件主管課長を経由）するものとする。

(3) 証人出廷警察職員は、その結果を証人出廷結果報告書（別記第4号様式）により自所属の所属長に報告の上、総括責任者に報告（札幌方面以外の警察署等は、当該方面本部の捜査課長を経由）すること。

10 公判対応についての緊密な連携

事件主管課長等は、的確な公判対応策を協議するため必要があると認めるときは、総括責任者、公判対応責任者、公判対応担当者及び事件捜査関係者等による検討会等を実施し、緊密な連携を図ること。

11 事件引継ぎの徹底

公判対応責任者が人事異動等により交替する場合は、公判対応事件の捜査経過、事件の争点及び公判経過について引継ぎを徹底すること。

※ 別記様式省略